

令和6年度台湾サポートデスク業務 企画提案募集要領

本要領は、令和6年度台湾サポートデスク業務（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

令和6年度台湾サポートデスク業務

2 事業目的

本県の令和元年度における外国人延べ宿泊者数約53万人のうち、約44%の23万人以上が台湾人であり、震災前の6倍以上に上り、これまで順調に回復・拡大してきたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国との往来が制限されたことで、令和2年における外国人延べ宿泊者数は約12万2千人、令和3年は約3万6千人に留まり、大幅に減少している状況が続いていた。

令和4年度は、10月以降入国制限の大幅な緩和により、日本側の個人旅行の受入が再開されたことなどから、徐々に訪日観光客数は回復に向かっており、本県へのインバウンドの早期回復のためには、誘客に繋がる多角的なアプローチを行うことが重要となってきた。

特に、新型コロナウイルス感染症流行以前から、台湾からの訪日旅行では、これまでの団体旅行のほか、訪日リピーターとなっている個人旅行者が東北を周遊するケースが増加しており、本県の更なる認知度の向上や、他県と連携した周遊旅行の提案により旅行先として当県及び東北が選ばれるような現地プロモーションが必要である。

本業務においては、台湾域内に業務拠点を整備し、効率的かつ効果的に当県を軸とする東北の観光プロモーション、現地消費者ニーズ等の把握及び情報のフィードバック等を行うとともに、現地旅行会社等の招請や現地旅行博・商談会へ参画することで直接本県をPRし、商品造成までフォローアップすることにより、アフターコロナ時代における速やかな誘客の回復及び更なる誘客促進に繋げることを目的とする。

3 契約の相手方の選定

本事業は、宮城県が公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

別添「令和6年度台湾サポートデスク業務委託仕様書（案）」のとおり

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 過去2年以内に、国又は地方自治体等からの委託を受けて、本件類似事業を実施した実績を複数案件有する者。
- 3 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。
 - (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営又は運営に関係している者でないこと。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 7 台湾域内に活動拠点を有していること。
- 8 台湾域内の拠点において日本語での円滑なコミュニケーションが可能であり、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 9 上記1から8を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこととするが、再委託先事業者においても、上記3から9までの条件を満たさなければならない。また、1つの企業が複数の企画提案者の再委託先事業者となることはできないが、海外法人については、この限りではない。

さらに、本事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載した「再委託先事業者一覧表」（様式第4号）を提出し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要がある場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

(1) 企画提案募集開始	令和6年4月 8日（月）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年4月12日（金）午後3時
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和6年4月16日（火）
(4) 企画提案への参加申し込み期限	令和6年4月22日（月）
(5) 企画提案書の提出期限	令和6年5月 2日（木）午後3時
<u>(6) 企画提案の選考（書面審査）</u>	<u>令和6年5月 7日（火）午後3時</u>
(7) 企画提案書の選考結果通知	令和6年5月15日（水）
(8) 契約締結（予定）	令和6年5月下旬
(9) 業務開始（予定）	令和6年6月上旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に当たって、企画提案書作成等に関する質問を下記のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期間

令和6年4月12日（金）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

(イ) 件名：【事業者名】令和6年度台湾サポートデスク業務に係る質問書

(ロ) 電子メールアドレス：kankouin@pref.miyagi.lg.jp

宮城県経済商工観光部観光戦略課インバウンド推進班

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月16日（火）までに宮城県観光戦略課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合も、その旨ホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

(イ) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

(ロ) 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業内容について併せて

提出すること。

(2) 提出期限

令和6年4月22日(月)(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日(祝祭日除く。)の午前9時から午後5時まで郵送の場合には最終日必着。

(4) 提出先

宮城県経済商工観光部観光戦略課 インバウンド推進班

(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階)

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記を満たす企画提案書 10部

イ パワーポイント形式等任意様式

ロ A4版両面印刷(カラー印刷も可)

ハ 表紙と目次を除き15ページ以内

(2) 企画提案書の構成

別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和6年5月2日(木)(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日(祝祭日除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時必着)、郵送の場合には最終日必着。

(5) 提出先

宮城県経済商工観光部観光戦略課 インバウンド推進班

メールアドレス: kankouin@pref.miyagi.lg.jp

(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階)

第5 業務委託候補者の選考

1 選考方法

県が設置する選定委員会において書面審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。なお、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その同数となった提案者の中で次点の評価点を付けた委員が最も多い提案者を選定し、なお同点の提案者がいる場合はその提案者の中で第3位の点数を付けた委員が最も多い提案者を選定する。それでもなお同点の提案者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 選定結果の通知、審査及び選定結果に対する質問

審査終了後、全ての企画提案書提出者に選定結果を通知する。
なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

1 業務実施のコンセプト及び全体計画（配点10点）

業務実施の方向性・全体計画、提案全体の概要及びスケジュールは適切か。（10点）

2 業務別の内容（配点80点）

- (1) 旅行会社等へのプロモーションについて、訪問を予定している旅行会社等の選定やセールス方法、商品造成に向けたプロモーション方法等は適切か（20点）
- (2) 個人消費者向けプロモーションについて、イベントの選定及び費用対効果等の考え方は適切か。（20点）
- (3) 本県インバウンド向け Web サイト「VISIT MIYAGI」や、台湾向け SNS との連携による効果的な情報発信内容となっているか。（10点）
- (4) アテンド通訳業務について、訪問先の選定及びアポイント方法等は適切か。（5点）
- (5) 独自提案は、本県及び東北への誘客の取組として適切か。（10点）
- (6) 効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標（KPI）が設定されているか。（15点）

3 業務の実施体制及び効率性（配点10点）

実施体制、経費配分及び事業の効率性は適切か。（10点）

第7 委託金額等

1 事業費（委託上限額）

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 その他

台湾域内に整備する拠点については、受託者が用意するものとする。なお、既存のオフィス等を活用することも可とし、光熱水費、清掃費、施設及び備品の修繕等の一切の費用は、受託者が負担するものとする。

第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 選考に参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、

第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
（7）発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- （1）企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- （2）取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）企画提案書等の再提出は認めない。
- （4）審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、下記により行う。

1 受注者の決定

選考委員会において決定した受注候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約を締結出来ない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- （1）契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
- （2）業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- （3）委託金の支払条件
委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

（1）目的物（成果品）の帰属

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。なお、受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、成果品に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

（2）機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（3）個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成

8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本事業により得られた成果は、全て当県に帰属するものとする。

(5) 県は企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本事業の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上決定する。また、県との間で本事業の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議するものとする。

(7) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(8) 本提案募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(9) 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を所管する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 業務の全体計画

年間を通じての業務全体の流れやスケジュールについて記載すること。

(4) 実施業務の内容

イ 企画提案全体の概要、コンセプト及びターゲットを記載すること。

ロ 台湾旅行会社等へのプロモーションについて

(イ) 旅行会社等へのプロモーションの実施方法を記載すること。

訪問や BtoB セミナーの実施回数や参集者数を記載すること。また、想定している訪問先を記載すること。

(ロ) 観光情報・旅行商品造成に係る効果的なセールス方法を記載すること。

(ハ) ニーズ・要望の聞き取り方法を記載すること。

ハ 個人消費者向けのプロモーションについて

(イ) 想定しているプロモーションの実施方法とその選定理由を記載すること。

(ロ) 台湾個人消費者に対し、本県をどのようなテーマ、視点で発信するのかコンセプトを記載すること。

(ハ) 本県インバウンド向け Web サイト「VISIT MIYAGI」(<https://visitmiyagi.com/>)

や台湾向け公式 Facebook 「日本東北宮城旅遊導覽」

(<https://www.facebook.com/miyagi.japan.zh/>) 及び公式インスタグラム

(https://www.instagram.com/tohoku_miyagi/) と連携した効果的な情報発信の企画を記載すること。

(ニ) 台湾ランタンフェスティバルに出展した際の効果的なプロモーション内容を記載すること。

ニ アテンド通訳業務に関して

訪問先企業等の選定方法や訪問による期待できる効果について記載すること。

ホ 現地旅行博等への対応業務に関して

(イ) 出展を予定しているイベントとその選定理由を記載すること。

(ロ) 発信を予定している内容と効果的な発信方法を記載すること。

へ 独自提案

本県及び東北への誘客に資する取組について具体的に記載すること。

ト 業務の目標

本事業の趣旨に資する目標 KPI を複数設定し記載すること。

(5) 業務の実施体制及び効率性

イ 事務局の人数と役割など業務の実施体制を示すこと。

ロ 過去の実績について記載すること。なお、過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業を記載すること。

(6) 概算見積書

業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等 A4版両面印刷、表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可。

(3) 提出部数 10部